

2026年4月3日

石油関連製品事業者 関係団体 各位

経済産業省製造産業局素材産業課長 土屋 博史

中東情勢に係る各団体窓口の設置及び機能について

2026年3月30日付け「石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について（要請）」の実施に当たり、関係団体の皆様には、窓口の設置及び相談対応について、以下の対応を要請します。

- ・ 各団体において、中東情勢に係る団体窓口の設置及び公表。
- ・ 寄せられた相談内容について、以下点等を確認・整理。
  - ① 相談者情報（社名・部署・担当者、連絡番号）
  - ② 聴取内容
    - 供給困難性を通告してきたサプライヤー情報（社名・部署・担当者、連絡番号）
    - 対象品目
    - 当該サプライヤーからあった、具体的な通告内容（供給量、見通し等）及びこれまでの供給実績
    - 当該サプライヤーから上記通告があった日時
- ※サプライヤー情報については、直接取引先に加えてその上流（メーカーなど）について、可能な限りで聴取する。
- ・ 上記の相談内容を経済産業省へ報告するとともに、経済産業省の求めに応じて協力対応。
- ・ 当該サプライヤーないしその上流企業が会員企業の場合、経済産業省から直接連絡ができるよう、当該会員企業の担当窓口を特定し、経済産業省へ報告。

※各団体窓口は、価格や取引条件の調整、特定企業への供給の指示・割当等、個別の商取引に介入するものではないことに留意すること。

以上